

令和 5 年 3 月 3 0 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会



旧一般電気事業者らによる独占禁止法違反事案に関して、 関西電力株式会社ほか計 5 社に対して報告徴収を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、旧一般電気事業者らが独占禁止法に違反する行為により公正取引委員会から排除措置命令等を受けた事案に関して、関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対して、電気事業法に基づき報告徴収を実施しましたので、お知らせいたします。

今般、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社は、関西電力株式会社と共同して、互いに、相手方の供給区域に所在する一定の顧客の獲得のための営業活動を制限することなどを合意するなどにより、電気の取引分野における競争を実質的に制限していたものとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けました。

本件は、電気事業の適正な運営や健全な発達を阻害するものとして、電気事業法の精神に反するものです。

これを受け、本日、本件に関する委員長談話を電力・ガス取引監視等委員会のホームページに掲載しました。

(委員長談話)

<https://www.emsc.meti.go.jp/committee/statement/20230330001.html>

また、本日、電力・ガス取引監視等委員会から、以下の小売電気事業者に対して、本件に関し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 114 条第 2 項の規定により委任された同法第 106 条第 3 項の規定による権限に基づき報告徴収を実施しました。

今後、報告徴収の結果に基づき、必要な対応をとってまいります。

(報告徴収対象事業者)

- ・ 関西電力株式会社
- ・ 中部電力ミライズ株式会社
- ・ 中国電力株式会社
- ・ 九州電力株式会社
- ・ 九電みらいエナジー株式会社

【本件に関するお問い合わせ先】
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 池田
担当者：日高、山下、守田
電話：03-3501-1552（直通）